

## 小学校給食費の無償化の実施について

### 1 事業の目的・趣旨

「こどもを核とするまちづくり」を推進し、こどもの夢と心身の健やかな成長を社会全体で応援する取組の一環として、子育てに係る経済的負担の軽減と、それを通じた子育て支援の充実を図るため、国県の「給食費負担軽減交付金」を活用し、小学校給食費の無償化を実施します。

### 2 事業内容

項目	内容
対象児童	市内公立小学校、養護学校（小学部）に在籍する児童（所得制限なし）
本市における独自支援	小学校の給食費（月額5,415円）については、国が示す基準額（月額5,200円）の超過分を市が独自に補填することで、保護者負担が生じない「完全無償化」を実現します。 なお、養護学校（小学部）の給食費（月額5,475円）については、国が示す基準額（月額6,200円）の範囲内におさまります。
対象人数 (R8見込み)	・小学校：17,450名 ・養護学校（小学部）：23名
申込手続	児童の保護者からの手続きは不要です。

### 3 実施スケジュール

日程	内容
令和8年3月	学校及び保護者への案内
令和8年4月	小学校給食費の無償化を開始

### 4 非喫食者に対する支援

国県の「給食費負担軽減交付金」を活用するため、病気等による長期欠席や食物アレルギー、不登校等により給食を喫食しない児童を対象として、国が示す基準額相当の支援を行います。